

# 福岡県公報

平成23年7月6日  
第3276号

## 目次

### 告示(第1148号-第1159号)

- 土地改良区の清算人の就任 (農村整備課) ..... 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4

### 公告

- 貸金業者の登録の取消し (中小企業経営金融課) ..... 4
- ### 公安委員会
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) ..... 5
  - 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) ..... 6

## 告示

### 福岡県告示第1148号

解散した清算法人福岡市嶽の山土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土

地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住 所
田中正行	福岡市西区大字小田1644番地
田中治男	〃 〃 〃 1683番地1
八尋博之	〃 〃 〃 1678番地
山方正通	〃 〃 〃 1622番地1
山方秀雄	〃 〃 〃 2911番地1
榑崎勲夫	〃 〃 〃 1256番地4
柴田 登	〃 〃 〃 2192番地1

### 福岡県告示第1149号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字落合字爪ヶ野山884から887まで、945の1、946の1、字上ノ山890、字谷口939の1、字家ノ上960の2、字田ノ畑山961の1、961の2、962の2、999の1、999の2、字即城山992の2、字石ヶ野996、1002、字崩997、字山田998、1000、1001
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 福岡県告示第1150号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字平等寺1373の27、1373の29

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 福岡県告示第1151号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市千手字川ソコ3803の10、3803の35

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 福岡県告示第1152号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字山口2264・2267の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第1153号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成23年5月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人市民ホスピス・福岡
  - (2) 代表者の氏名  
隈崎 行輝
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡市博多区相生町3丁目2番6-106号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域と市民社会に対して、より良い福祉と文化の向上に関する事業を行い、市民の力でホスピス社会を創造する活動に寄与することを目的とする。

---

**福岡県告示第1154号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市大字鹿部字浜1207番13及び1310番9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
古賀市鹿部1310番地1  
古賀ゴルフ土地株式会社  
代表取締役社長 明石 博義

---

**福岡県告示第1155号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩芥屋字松原77番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡須恵町新原239番15  
中山 圭介

---

**福岡県告示第1156号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日

平成23年6月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人チャイルドケアセンター大野城

(変更後)

特定非営利活動法人チャイルドケアセンター

(2) 代表者の氏名

大谷 清美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市東大和2丁目5番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、乳児期から学童期の子どもおよび高齢者を持つ家庭や一時的に育児・介護を行う事が困難な一般市民に対し、自主的に育児・介護支援を行おうとする者をネットワークで結び、家事援助や子育て支援・介護支援に関する事業等を行うことにより子育てや高齢者の福祉支援活動の健全な発展を促進し公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1157号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市久原字志戸79番28

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市久原79番地8

吉原 順一

福岡県告示第1158号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字西谷196番1及び196番4並びに196番3の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行橋市大字西谷202番地の1

宮田運送株式会社

代表取締役 宮田 将英

福岡県告示第1159号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市宰都二丁目282番1及び282番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市国分3丁目19番45号

中島 康秀

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成23年7月6日

## 福岡県知事 小 川 洋

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
コクサイ商事 川崎 祐子	福岡県直方市大字感田3599-8	福岡県知事 (2)第08480号 平成22年3月15日	平成23年6月21日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の4第1項第2号

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第170号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成23年7月6日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

## 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年8月23日（火）から同年8月30日（火）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

## 3 受講定員

36名

## 4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## 5 受講申込手続等

## (1) 受付期間

平成23年8月1日（月）から同年8月3日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## (3) 必要書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(4) 講習受講手数料

38,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

6 申込方法等

(1) 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

(2) 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受

付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

(3) 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に受講申込手続を行わなかった者の事前申込み及び受付番号は、無効とする。

(4) 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受ける講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第171号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので

、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成23年7月6日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

### (1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年10月11日（火）	午前9時から 午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての実技試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

### (2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年10月6日（木）	午前9時から 午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成23年10月7日（金）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

## 3 受検定員

各検定15名

## 4 受検資格

### (1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合

格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

### (2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

### (1) 雑踏警備業務1級

#### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 雑踏警備業務2級

#### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 7 検定申請手続等

#### (1) 受付期間

平成23年9月15日（木）から同年9月20日（火）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

※ 上記受付期間中、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

#### (2) 必要書類

##### ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

##### イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

#### (3) 検定手数料

ア 雑踏警備業務1級 13,000円

イ 雑踏警備業務2級 13,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

#### (4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。